

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第44号

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「55万7,115円」を「57万3,030円」に改める。

第13条及び第14条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 45 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「300 円」の次に「(特定端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器であって、証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあつては、1 件につき 200 円)」を加え、同表 4 の項中「450 円」の次に「(特定端末機による交付にあつては、1 通につき 350 円)」を加え、同表 10 の項中「300 円」の次に「(特定端末機による交付にあつては、1 通につき 200 円)」を加え、同表 15 の項中「300 円」の次に「(特定端末機による交付にあつては、1 枚につき 200 円)」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

---

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 46 号

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢崎市印鑑条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、本市」を「本市」に改める。

第4条中「登録申請者」を「印鑑登録申請者」に、「又は」を「及び」に改める。

第9条を次のように改める。

(印鑑登録原票の登録事項の修正)

第9条 市長は、住民基本台帳に記録されている事項に変更があったときは、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正するものとする。

第12条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が同項の申請をするときは、印鑑登録証を添えることに代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。以下同じ。）を自ら提示することにより申請することができる。この場合において、必要に応じて当該申請をした者が本人であることを規則で定めるところにより確認するものとする。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第13条第2項中「証明は、」の次に「印鑑登録者に係る印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これを電子機器から打ち出したものを含む。）に第6条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を記載した」を加え、「磁気ディスク等を用いて作成し、これを交付」を「電子計算機で作成」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(特定端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第13条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用して、特定端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器であって、証明書を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。

- 2 前項の場合において、利用することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限るものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。ただし、第2条第1項及び第4条の改正規定並びに第13条の改正規定（同条を第14条とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（伊勢崎市手数料条例の一部改正）

- 2 伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項中「第12条第2項」を「第12条第3項（特定端末機による交付にあつては、第13条第1項）」に改める。

---

伊勢崎市地域改善対策施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第47号

伊勢崎市地域改善対策施設条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地域改善対策施設条例（平成17年伊勢崎市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表橘笹霊園の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市ひとり親家庭等小学校入学準備金条例をここに公布する。

平成28年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第48号

### 伊勢崎市ひとり親家庭等小学校入学準備金条例

#### (目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の児童が小学校に入学する場合に小学校入学準備金（以下「準備金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「児童」とは、満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年に就学する予定の者であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。

2 この条例において「小学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部をいう。

3 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（規則で定める状態にある児童を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (4) その他前3号に準じる状態にある児童で規則で定めるもの

4 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と

同居して、その児童を監護し、かつ、主として生計を維持する者であって、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 前項各号のいずれかに掲げる児童であって父又は母が監護しないもの

5 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（支給対象者）

第3条 準備金は、次の各号のいずれかに該当するひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者に支給する。

(1) 住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳への記録が、児童の小学校入学の前年10月1日以前から継続し、かつ、日本の国籍を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者で、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳への記録が、児童の小学校入学の前年10月1日以前から継続しているもの

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

2 前項の規定にかかわらず、父又は母が現に事実上婚姻関係にあるときは、準備金を支給しない。

（支給の申請）

第4条 準備金の支給を受けようとする者は、市長が規則で定める期間にその旨を市長に申請しなければならない。

（支給の決定）

第5条 準備金の支給は、前条の規定による申請に基づき市長が決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、前条の規定による申請をした者に対し通知するとともに、準備金を支給することを決定した場合は、当該申請をし

た者に対し、準備金を支給する。

(準備金の額)

第6条 準備金の額は、児童1人につき2万5,000円1回限りとする。

(準備金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によって準備金の支給を受けた者があるときは、その者が受けた金額の全部の返還を命ずることができる。

(未支給の準備金)

第8条 市長は、第4条の規定による申請をした者が死亡した場合において、その者に支給すべき準備金で未支給の準備金があるときは、市長が認めた者に準備金を支給することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第49号

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童クラブ条例（平成17年伊勢崎市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢崎市殖蓮小学校放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

伊勢崎市三郷小学校放課後児童クラブ
-------------------

伊勢崎市波志江町1656番地2
-----------------

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出しを「(事業)」に改め、同条中「指定管理者」を「放課後児童

クラブ（以下「児童クラブ」という。）に、「業務を」を「事業を」に改め、「ものとする」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) その他児童クラブの設置目的を達成するために必要な事業

第5条第3号を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（職員）

第4条 児童クラブに所長その他必要な職員を置く。

2 市長は、伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第34号）に定めるところにより、児童クラブに放課後児童支援員（同条例第11条第1項に規定する放課後児童支援員をいう。）を置かなければならない。

（利用時間）

第5条 児童クラブの利用時間は、学校の放課後から午後7時までとする。

2 学校の休業日に当たる場合の利用時間は、午前8時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、学校の行事その他の特別の事情があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

第6条を次のように改める。

（休所日）

第6条 児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他市長が特に必要と認めた日

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とし、第15条から第17条までを3条ずつ繰り上げ、第14条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、児童クラブの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる者のうち市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童クラブの管理を行わせることができる。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(2) 児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき、現に放課後児童健全育成事業を行うものとして届け出ているもの

2 指定管理者は、児童クラブの管理の業務を行うに当たっては、関係法令、条例及びこの条例を遵守するとともに、児童クラブの設置目的に従い最も効果的な管理運営に努め、児童クラブを利用する児童に対し良質なサービスを提供しなければならない。

3 第1項の規定により、指定管理者に児童クラブの管理を行わせる場合において、第4条第1項中「所長その他必要な職員」とあるのは「必要な職員」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手続等）

第16条 指定管理者を指定する手続等については、伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第58号）の規定による。

（指定管理者が行う業務）

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に掲げる事業に関する業務

(2) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、児童クラブの管理に関する業務に関し市長が必要と認める業務

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の管理の期間）

第18条 指定管理者が児童クラブの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢崎市児童館条例の一部改正)

2 伊勢崎市児童館条例(平成17年伊勢崎市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第138号)」の次に「第4条第2項及び」を加え、「第10条」を「第13条」に改め、「及び第13条から第16条まで」を削る。

---

伊勢崎市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第50号

伊勢崎市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢崎市こども発達支援センター条例(平成23年伊勢崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「及び土曜日」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市障害者センター条例をここに公布する。

平成28年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第51号

伊勢崎市障害者センター条例

(設置)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の活動及び交流の促進を図るとともに、障害者等の自立及び社会参加のための総合的な支援を実施し、もって障害者福祉の増進に寄与するため、障害者センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 障害者センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢崎市障害者センター

位置 伊勢崎市西田町71番地

（事業）

第3条 伊勢崎市障害者センター（以下「障害者センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者等に係る福祉活動のための施設の供与に関する事業
- (2) 障害者等に係る団体の支援に関する事業
- (3) 障害者等の自立及び社会参加のための総合的な支援に関する事業
- (4) その他障害者センターの設置目的を達成するために必要な事業

（職員）

第4条 障害者センターに所長その他必要な職員を置く。

（開所時間）

第5条 障害者センターの開所時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

（利用時間）

第6条 障害者センターの別表に定める施設及びその附属設備（以下「貸出施設」という。）の利用時間は、前条に定める開所時間以内とし、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

（休所日）

第7条 障害者センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 市長は、前項に規定する休所日のほか、障害者センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる

る。

(利用者の範囲)

第8条 貸出施設を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住する障害者等並びにその家族及び介護者
- (2) 本市において障害福祉を目的に活動する個人又は団体
- (3) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるもの（以下「障害者団体等」という。）以外のものは、障害者団体等の利用を妨げない範囲において、貸出施設を利用することができる。

(利用の許可)

第9条 貸出施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、障害者センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が障害者センターの設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が貸出施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他障害者センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第11条 利用者は、貸出施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は障害者

センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入所の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、障害者センターへの入所を拒否し、又は障害者センターからの退所を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (2) その他市長が管理上支障があると認める者

(使用料)

第14条 障害者センターの使用料は、無料とする。ただし、利用者が障害者団体等以外のものであるときは、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条ただし書の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、貸出施設の利用が終わったときは、速やかに当該貸出施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第 18 条 利用者又は入場者が故意又は過失により障害者センターの施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条、第 14 条関係）

貸出施設 \ 区 分	午前	午後	夜間	全日
多目的室（1 室ごと）	500 円	500 円	610 円	1,470 円
大会議室	250 円	250 円	310 円	750 円
小会議室	120 円	120 円	150 円	360 円
展示コーナー	370 円	370 円	460 円	1,110 円
和室	140 円	140 円	160 円	390 円
調理室	610 円	610 円	740 円	1,790 円
多機能室	520 円	520 円	630 円	1,530 円

備考

- 1 午前とは午前 8 時 30 分から午後零時 30 分までを、午後とは午後 1 時から午後 5 時までを、夜間とは午後 6 時から午後 10 時までを、全日とは午前 8 時 30 分から午後 10 時までをいう。
- 2 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として物品の販売若しくは宣伝を行う場合は、使用料の 100 分の 50 を加算した額とする。
- 3 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合の使用料は、超過時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とみなす。）につき超過して利用する区分の使用料の 100 分の 30 を加算した額とする。
- 4 2 又は 3 に規定する使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、

これを切り捨てるものとする。

5 使用料の額には、消費税相当額を含む。

---

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第52号

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成28年伊勢崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

---

市長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成28年10月15日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第53号

市長の給与の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間（以下「特例期間」という。）における市長の給料の支給額を減額するため、伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年伊勢崎市条

例第43号。以下「特別職給与条例」という。)の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 特例期間における市長の給料月額は、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条第1号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第3条 伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第48号)第3条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年11月30日限り、その効力を失う。